

くらしの安心情報

情報ファイル NO.255

令和5年10月10日

「メンズ脱毛」の広告を見てエステ店に行き、高額な契約をしてしまいました。解約したいのですが...

相談内容

【相談者 20代 男性】

5日前、「メンズ脱毛」の広告を見てエステ店に出向きました。担当者から説明があり、30万円のコースを熱心に勧められクレジット36回払いで契約しました。あとでよく考えると、クレジット分割手数料を含め支払総額が高額なので解約したいのですが...

対処方法

「お試し施術」「月額 円」など低価格の広告を見て店舗に出向いたところ、高額なコースを勧誘され、断り切れずに契約してしまったという10代、20代男性からの脱毛エステ相談が増えています。

- ・相談者には、クーリング・オフ期間内()なので、クーリング・オフ通知を送付するよう助言しました。
 - ・分割払いの場合は、手数料を含めた金額や分割払いの期間を必ず確認してください。また、施術内容や契約条件について契約書面等をよく読み、理解できるまで説明を受けましょう。
 - ・「割引は今日だけ」などとせかされるケースも見受けられます。金額やコース内容に不安がある場合は、安易に契約せずきっぱりと断りましょう。
- () 特定商取引法の特定継続的役務提供に該当するエステティックサービスであれば、契約書面を受け取った日から数えて8日以内であれば書面またはメール等によりクーリング・オフ(無条件での契約解除)をすることができます。また、クーリング・オフ期間を過ぎても、契約期間中であれば中途解約をことができ、解約金等について上限が定められています。

不安に思ったり、万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。

!

高額な脱毛エステの契約内容に注意



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

富山本所 (県東部にお住まいの方) TEL: 076-432-9233 (消費生活相談)

076-433-3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 (県西部にお住まいの方) TEL: 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」(お近くの相談窓口につながります。)